広島県告示第五百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十三日

広島県知事　横　田　美　香

所在地				
広島県呉市阿賀中央四丁目及び同市広横路四丁目地内	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
		阿賀中央四丁目二（一二三八） 広横路四丁目九（一〇一三）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	次の図のとおり 次の図のとおり
	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
		阿賀中央四丁目二（一二三八） 広横路四丁目九（一〇一三）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	次の図のとおり 次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。

区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十号）で定める事項